

土浦市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和8年3月25日付け土浦市監査委員告示第3号で公表した令和7年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和8年6月18日

土浦市監査委員 市原和弘
土浦市監査委員 小坂博

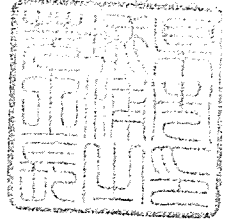


土納発第1987号
令和8年5月18日



土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 小坂 博 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課：納税課)



令和7年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	事業所から電子納付された市県民税について、事業者を特定する作業を怠り、誤った納付情報をシステムに登録した。実際には市県民税を納付済みの事業者であっても、システム上未納扱いとされ督促状が発送されたため、適正に処理されたい。
講じた措置の内容	事業所から電子納付された市県民税における事業者の特定作業については、消込作業当日に行っていた作業を、消込作業日の前日に受信データの内容を確認することとし、受信データにて事業所が特定できない場合は、収納管理システムによる事業所情報との突合や、納付内容を事業者へ問い合わせるなど、慎重かつ正確に作業を行うよう徹底いたしました。 また、受信データを修正し、消し込みをする際には、納付日、事業所名、所在地、納付金額を確認の上、事業所を特定し、修正した内容をエクセルにて記録・管理するとともに、消込結果の内容確認については、必ず係長に報告し、処理を行った担当者以外の職員が、受信データと消込データに相違がないか、処理漏れや消込誤りがないか等、システムの処理内容を再度確認することといたしました。